

特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進

市が所有する特定既存耐震不適格建築物等の耐震化促進の実績

⇒令和3（2021）年3月時点で、対象建築物の耐震化は全て完了しています。

本市が所有する特定既存耐震不適格建築物等について、これまで、耐震化計画に基づき耐震化を進めてきました。令和3（2021）年3月時点で、対象建築物の耐震化は全て完了しています。

その他の公共公益施設の耐震化促進の実績

⇒令和3（2021）年3月時点で、対象建築物の耐震化は全て完了しています。

本市は、上記で整理した特定既存耐震不適格建築物等に含まれない比較的小規模な公共公益施設についても、多くの市民が日常的に利用する施設であることから計画的に耐震化を進めてきました。令和3（2021）年3月時点で、対象建築物の耐震化は全て完了しています。

民間が所有する特定既存耐震不適格建築物等の耐震化促進

⇒引き続き、支援策の拡充に努めます。

民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についてのPRを行うだけでなく、耐震改修を進めやすくするために支援策の拡充に努めます。特に、地震発生時において、市地域防災計画に掲載している避難所、救急病院・救急診療所など、その機能の維持が求められる施設の耐震診断費補助及び耐震改修費補助の拡充に努めます。また、耐震診断が義務付けられ、結果が報告された建築物については、愛知県と協力し、これらの税制の特例措置を円滑に活用できるようPRを行います。

耐震化・減災化促進のその他方策

耐震化・減災化に向けた役割分担・促進体制

本市は、所有者などによる耐震化・減災化の取組みをできる限り支援します。また、国や愛知県との役割分担を図りながら、所有者などにとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取組みます。

普及・PR

本市では、「市広報でのPR」「防災訓練・講演会などイベントでのPR」「行政区・自主防災会での説明」などPR活動を推進してきました。今後も、耐震診断・改修件数を増加していくために、右記のようなPR活動に努めます。

- ・地震防災パンフレットの作成
- ・広報紙、インターネットなどによる広報活動
- ・耐震診断ローラー作戦
- ・耐震改修無料相談会の開催
- ・低コスト耐震化工法の普及など

関連する安全対策

減災化に関連する安全対策として、補助や、市民の皆さんに向けた危険性の周知、対策に関する指導を行っていきます。

耐震性のない建築物の除却

ブロック塀の安全対策

窓ガラスや看板、天井の落下災害対策

エレベータの安全対策

家具の転倒防止対策

概要版

令和8（2026）年3月作成

みよし市 建築物 耐震改修 促進計画

計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、倒壊した住宅などからの出火・延焼によって被害が拡大しただけでなく、倒壊した住宅や建築物が道路をふさいだことが効率的な救助・消火活動の妨げとなり、一層の被害の拡大をもたらしました。近年においても能登半島地震（令和6（2024）年）などの大地震が頻発しています。大規模地震の発生に備え、被害を最小限に抑えるために、住宅・建築物の耐震化の強化を進めることが大切です。このような背景から、本市では、平成19（2007）年度に「三好町建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅や建築物の耐震化を促進してきました。本計画はこうした状況を踏まえ、令和7（2025）年度に中間見直しを行い、国や県の耐震化目標の見直しの動向を踏まえて、「みよし市建築物耐震改修促進計画」を改訂するものです。

住宅・建築物の耐震の現状と目標

本計画の対象建築物は、全ての建築物を対象とし、特に住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を含む建築物に対し耐震化の目標を設定し、耐震化の促進を図ります。

<住宅（令和7年度時点）>

当初（H19）

現状（R7）

中間目標（R12）

最終目標（R17）

住宅の耐震化率

73.8%

(12,650/17,140)

93.0%

(19,828/21,330)

96.4%

(21,610/22,416)

概ね解消

<特定既存耐震不適格建築物等（令和7年度時点）>

目標

耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物、耐震改修促進法附則第3条）

1棟

解消

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

6棟

危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

7棟

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

7棟

耐震化を
促進

【問い合わせ先】

みよし市 都市建設部 都市計画課

TEL: (0561) 32-2111 (代) FAX: (0561) 32-2165

e-mail: toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp

対象となる区域、計画期間、対象建築物

対象区域 みよし市全域を対象に、令和8(2026)年度～令和17(2035)年度を計画期間とします。

本計画の対象区域は、本市全域とします。本計画の計画期間は令和17(2035)年度までとし、計画期間中に国や愛知県が新たな方針を示した場合は、本計画の内容を見直すものとします。

対象建築物 全ての建築物を対象とします。

本計画の対象建築物は、全ての建築物を対象とし、特に住宅及び耐震性のない※1特定既存耐震不適格建築物等（下表参照）を含む建築物に対し耐震化の目標を設定し、耐震化の促進を図ります。

区分	内 容	備 考
住宅	・戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	—
特定既存耐震不適格建築物等	・耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物	—
	(1)多数の者が利用する建築物	法第14条第1号
	(2)危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	法第14条第2号
	(3)地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物）	法第14条第3号
	要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物	法附則第3条に示される建築物で以下に示す建築物 ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの
	・耐震改修促進法第7条に示される要安全確認計画記載建築物	法第7条

付(4)耐震診断義務対象建築物

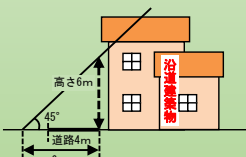
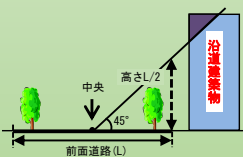
※1耐震性のない建築物：昭和56(1981)年5月31日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物

特定既存耐震不適格建築物等

本計画では、(1)多数の者が利用する建築物、(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物、(3)地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物※、(4)耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断、耐震改修に努めます。

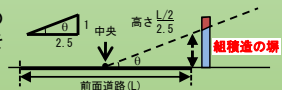
【※地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の要件】

○道路幅員12mを超える場合：幅員の1/2とします

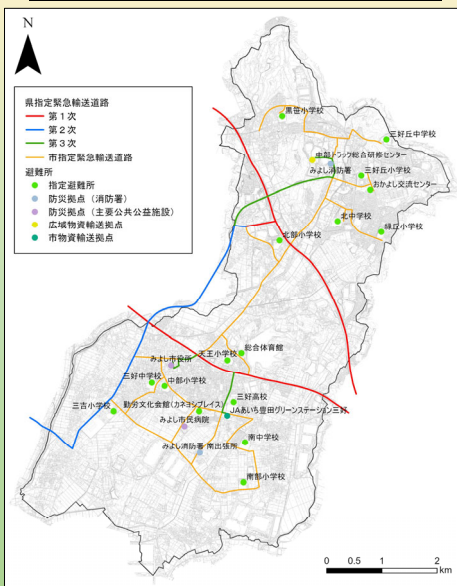


○組積造の塀の場合：

道路の中心からの距離の1/2.5の高さで、長さ25mを超えるものとします



※地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物



住宅の耐震化・減災化の促進

耐震化促進のための支援制度

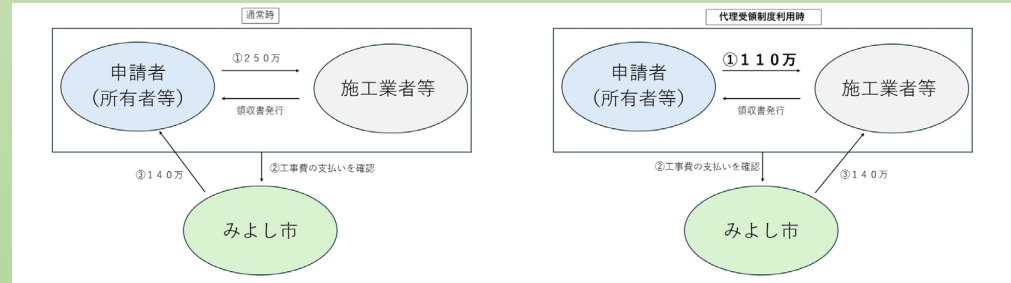
住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化を促進します。

<耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度の一例>

名称	対象となる建築物、改修工事	改修工事の補助など
木造住宅 民 木 造 住 宅 耐 震 診 断	・昭和56年5月31日以前に着工した(旧基準の)木造住宅（戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅）であること ・2階建て以下で在来工法、伝統工法で建築された木造住宅であること ・現に居住している住宅であること	無 料
木造・非木造住宅 住 宅 耐 震 改 修 補 助 事 業	・市が実施する無料耐震診断又は(財)愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断において、旧判定値又は判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事等。ただし、判定値が0.7以上1.0未満の場合は判定値を0.3以上加算する耐震改修工事。 ・旧基準の非木造住宅においての地震に対する安全性の向上を目的として安全な構造でないものを安全な構造にする耐震改修工事事業(詳細基準あり)	木造一般診断法、非木造の場合 耐震補強工事費の80パーセントと設計費の3分の2(上限10万円)の合計額で限度額は下記のとおり ●戸建て住宅の場合は上限120万円 ●非戸建て住宅の場合は1戸あたり上限45万円(単身者向けの場合は1戸あたり上限22万5千円) 木造精密診断法の場合 耐震補強工事費の80パーセント(上限120万円)と設計費の3分の2(上限20万円)の合算額(上限140万円)

<耐震化・減災化を促進するための新たな施策の一例>

平成12年以前の新耐震基準を対象にした耐震診断	熊本地震や能登半島地震においては、新耐震基準の導入以降の木造住宅であっても、接合部の仕様が不十分であった住宅に倒壊がみられました。本市では、昭和56年5月31日以前の本造住宅だけでなく、平成12年までの木造住宅の耐震診断に対して補助を検討しています。
耐震改修工事における代理受領制度(下図に例示)	補助金は原則、耐震改修工事が完了し、所有者から施工業者等へ代金が支払われた後、市町村から所有者へ振り込まれます。代理受領制度を活用すると、市町村から施工業者等へ補助金が支払われるため、所有者が工事代金全額を用意する必要はなくなるため、一時的な負担の低減を図ることができます。



※木造住宅の耐震改修工事で、工事費250万円、補助金140万円（工事費120万円、精密診断設計費20万円）の場合を例示

減災化促進のための支援制度の一例

<耐震性のない建築物の除却>

耐震基準を満たさないと判定された建築物について、除却費用の一部を補助することにより、まち全体としての耐震化を促進します。

<耐震シェルター等設置>

高齢者または障がい者が住まう世帯を対象に、耐震シェルの整備に係る費用を補助することで減災を促進します。

<ブロック塀の安全対策>

ブロック塀の撤去費の一部を補助することにより、老朽化した塀等の撤去を促進します。